（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等）

第四十六条　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業（以下この条において「漁船乗組員給与保険再保険事業」という。）に関する経理は、当分の間、第百七十二条第一項の規定にかかわらず、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において行うものとする。

2　前項の規定により漁船乗組員給与保険再保険事業に関する経理を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において行う場合においては、同会計は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

3　漁船乗組員給与保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険料

ロ　積立金から生ずる収入

ハ　借入金

ニ　漁船乗組員給与保険法第二十九条の規定による納付金

ホ　附属雑収入

二　歳出

イ　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金

ロ　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険料の還付金

ハ　借入金の償還金及び利子

ニ　一時借入金の利子

ホ　附属諸費

4　第一項の規定により漁船乗組員給与保険再保険事業の経理を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において行う場合における第百七十五条第四項第二号イ、第百七十七条第三項第一号、第百七十八条、第百八十条及び第百八十一条の規定の適用については、第百七十五条第四項第二号イ中「及び」とあるのは「、漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十六条第一項に規定する漁船乗組員給与保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。）及び」と、第百七十七条第三項第一号中「及び」とあるのは「、漁船乗組員給与保険再保険事業及び」と、第百七十八条第一項中「又は」とあるのは「、漁船乗組員給与保険勘定又は」と、「二　漁船特殊保険勘定　特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子」とあるのは「二の二　漁船乗組員給与保険勘定　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子」と、同条第二項中「又は」とあるのは「、漁船乗組員給与保険勘定又は」と、第百八十条第一項中「二　漁船特殊保険勘定　特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費」とあるのは「二の二　漁船特殊保険勘定　特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費」と、同条第二項中「二　漁船特殊保険勘定　特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費」と、同条第二項中「二の二　漁船乗組員給与保険勘定　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子」とあるのは「二の二　漁船特殊保険勘定　特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費」と、同条第二項中「二の二　漁船乗組員給与保険勘定　漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費」と、第百八十一条中「又は」とあるのは「、漁船乗組員給与保険勘定又は」とする。

（貿易再保険特別会計から一般会計への繰入れの特例）

第四十七条　一般会計から附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法に基づく貿易再保険特別会計に繰り入れた繰入金のうち、将来における再保険金（第百八十四条第二号イに規定する再保険金をいう。以下この項において同じ。）及び保険金（貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法に規定する保険金をいう。以下この項において同じ。）の支払に係る債務の履行に必要な経費並びに再保険金及び保険金の支払財源の不足に充てるための経費として繰り入れた金額に相当する金額については、貿易再保険特別会計の収入支出の状況等を勘案し、平成二十二年度までを目途に、予算で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2　前項の規定により一般会計に繰入れをした場合には、その繰入金の金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

（特許特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例）

第四十八条　附則第六十六条第三十一号の規定による廃止前の特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）附則第二条第一項の規定により同法に基づく特許特別会計に帰属することとなった国有財産で特許特別会計において使用する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合には、当分の間、特許特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

（社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等）

第四十九条　河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあっては旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業（第百九十八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）で旧水公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあっては第百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。）に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、治水勘定において行うものとする。

2　前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、